

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月6日

横浜市契約事務受任者  
健康福祉局長 佐藤 泰輔

1 契約の概要

(1) 件名

物価高支援給付金給付事業に係る住民基本台帳データ抽出等業務委託

(2) 委託業務の内容

物価高支援給付金給付事業に係る住民基本台帳データの抽出及び提供、税台帳データ判定等

2 履行(納品)場所

横浜市健康福祉局総務部総務課臨時特別給付金担当、その他委託者が指定する場所、受託者の負担により国内に用意する場所

3 契約日

令和6年12月12日

4 履行期間

契約締結した日から令和7年2月28日まで

5 契約金額

10,949,400円

6 契約の相手方(名称及び所在)

富士通 Japan 株式会社 横浜市ユニット(横浜市西区高島1-1-2)  
AGM 工藤 俊樹

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するために重点支援地方交付金を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を目安として、給付金の支援を行い、また住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については、子ども一人当たり2万円を加算する旨が盛り込まれ、各市町村においては可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう事務連絡が発出されました。

また、同年 11 月 29 日には、重点支援地方交付金の閣議決定の事務連絡が発出されています。そこで、国からの事務連絡をもとに低所得世帯（住民税非課税世帯）を支援する取組を進めるにあたり、可能な限り早期に支給できる体制を構築する必要があったため、緊急契約を締結しました。

#### 8 契約の相手方の選定理由

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 短期間でのデータプログラムの作成及び判定対応が可能であること
- (2) ホストコンピュータの機能や運用方法について熟知していること
- (3) 住民記録システムの仕様について熟知していること

以上の点から、ハードウェア及びソフトウェアの製造業者であり、基幹システムの各業務システムの開発業者である当該業者のみが、本業務を履行できるため。

#### 9 所管課

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当